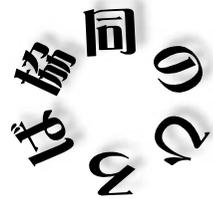


「構造改革」下における雇用者数増減の内実

－「労働力調査」「毎月勤労統計調査」「労働力調査・
詳細結果」から－

堀越芳昭（山梨学院大学）



7月分の雇用者数増減に関する内閣府と日本銀行の相違

わが国の雇用をめぐる情勢について前月号の失業率に続いて、本号では雇用者数増減の内実を検証していく。内閣府の2003年9月「月例経済報告」（平成15年9月12日発表）では、7月直近の雇用情勢について「持ち直しの動き」がみられるとして、その根拠の一つに「雇用者数は、増加傾向となっている。新規求人数は、増加傾向となっている。」ことをあげて、楽観的な見方をしていた。厚生労働省の「月例労働経済報告」（平成15年9月16日発表）も内閣府と同様の見解をとっていた。

しかし日本銀行2003年9月「金融経済月報」（平成15年9月16日発表）は、「雇用面では、常用労働者数は引き続き減少しているが、カバレッジの広い雇用者数は下げ止まっている。・・・企業は、パート比率の引き上げを含めて引き続き人件費抑制に取り組みやすい環境にある。」として雇用者数全体の下げ止まりを認めつつも、常用労働者数の減少を指摘し、雇用情勢の厳しさを指摘していた。内閣府と日本銀行でははたしてどちらがより実態に近い判断を下していたのであろうか。

雇用者数増減に関する内閣府と日本銀行のこの相違は、直接的には内閣府が「労働力調査」のみに依拠しているに対して、日本銀行は「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」の2つに基づいているところに由来する、ということについては前号において指摘したところであった。

8月分の雇用者数増減に関する「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」

その後9月30日に総務省「労働力調査」が発表され、完全失業者の前年同月比28万人減少、完全失業率5.1%への低下とともに、就業者数の前年同月比10万人の減少と就業者のうち雇業者の前年同月比16万人の減少が4か月ぶりにもたらせられたとした。前月に対して、雇業者35万人の減少、常雇数14万人の減少、臨時雇23万人の減少となったのである。この点では、7月の日本銀行の分析が8月の「労働力調査」において確認されたものということもできる。

また10月1日に発表された厚生労働省「毎月勤労統計調査(速報)」は、8月の規模5人以

上で常用雇用の前年同月比0.4%減、一般労働者の1.1%減と67ヵ月連続の減少、パートタイム労働者の1.9%増の引き続きの増加が示された。この厚生労働省発表は雇用情勢について「労働力調査」よりもいっそうの厳しさを示しているが、8月度について前述のように「労働力調査」においても「毎月勤労統計調査」とほぼ同様、雇用者の減少を指摘するにいたった。なお、10月14日公表の「毎月勤労統計調査（確報）」は速報を確認している。

8月分の雇用者数増減に関する内閣府と日本銀行の相違

10月公表のこれらの調査に基づいて、10月度の内閣府「月例経済報告」（平成15年10月15日発表）は「雇用情勢は、依然として厳しいものの、持ち直しの動きがみられる。」としつつ、「失業者数は減少したが、就業者数も減少した。」「雇用者数も増加傾向となっている。」「労働力調査によると、雇用者数（季節調整値）は、男女計で7月前月比0.2%増の後、8月は同0.6%減の5,338万人となった。」とする。「労働力調査」によっても8月の雇用者数の減少は明瞭であり、内閣府もそのことは指摘しつつも、雇用者数が増加傾向にあるという判断は、楽観的見方を通り越して、事実誤認といわざるをえない。ましてや「毎月勤労統計調査」によれば、常用雇用・一般労働者は67ヶ月も連続して減少していることを考慮に入れば、内閣府の雇用情勢の判断は誤りもはなはだしいものである。10月度の日本銀行「金融経済月報」（平成10年10月14日発表）は、この点について、「毎月勤労統計の常用労働者数は引き続き減少しているが、足もとの前年比マイナス幅は幾分縮小した。カバレッジの広い労働力調査の雇用者数についても、8月単月では前年比マイナスながら、振れを均してみれば、前年比ゼロ%近傍で推移している。」として、いくぶん改善の兆しをみつつも内閣府とは異なって、雇用者数の減少という事実については正確にとらえている。日銀はかくして、7月分の分析と同様、「雇用や賃金が増加に転じる兆候は乏しく、失業率が振れを伴いつつも高い水準にあることなどを踏まえると、家計の雇用・所得環境は、なお総じて厳しい状況にある。」と判断している。

こうした雇用情勢の動向に関して、7月分において、総務省「労働力調査」と厚生労働省「毎月勤労統計調査」の差異が表面化し、それが内閣府と日本銀行の情勢把握の違いにつながったのである。しかし8月の雇用動向は「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」はともに雇用者数の減少を示していたが、依然として内閣府は7月と同様の判断を下しているのである。本稿は、最新の7・8月分の雇用情勢判断において、内閣府と日本銀行との違い、総務省「労働力調査」と厚生労働省「毎月勤労統計調査」との違いとその要因を探り、雇用者数の増減にみられる雇用情勢の内実を検証していきたい。

総務省「労働力調査」と厚生労働省「毎月勤労統計調査」

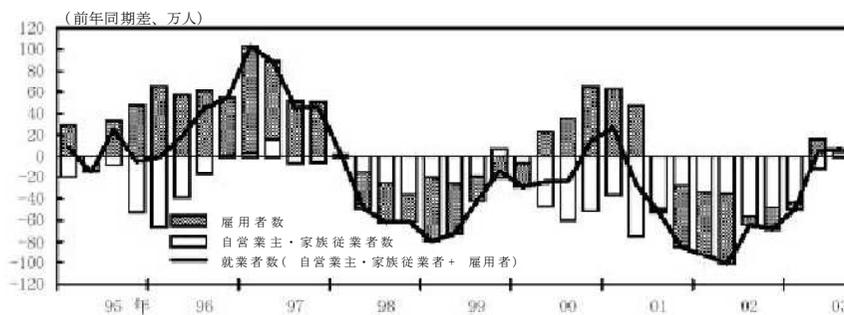
7月分において楽観的な判断をし、8月分について事実誤認にいたった内閣府が根拠とするのは総務省の「労働力調査」であるが、雇用情勢を厳しくみる日本銀行が根拠としているのは「労働力調査」とともに厚生労働省「毎月勤労統計調査」である。

【図表1】は7月度における日本銀行「金融経済月報」を典拠としているが、それは「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」による違いを如実に表している。同図表(1)「労働力調査」によれば、就業者数と雇用者数は2003年第2四半期と6・7月には前年同期比でプラスに転じている。そして、「労働力調査(速報)」平成15年7月結果概要(平成15年8月29日)によれば次のように記されている。「就業者数は6381万人。前年同月に比べ7万人の増加。3か月連続の増加。就業者のうち、雇用者は前年同月に比べ3万人の増加。3か月連続の増加」ところが、【図表1】(2)「毎月勤労統計調査」によれば、常用労働者数は前年同期比で1999年第4四半期以来長期にわたりマイナスが続き、「労働力調査」でプラスに転じた2003年第2四半期と6・7月においてもマイナスとなっている。ちなみに、「毎月勤労統計調査」平成15年7月分結果確報(平成15年9月17日)は「7月の常用雇用の動きをみると、全体では規模5人以上で前年同月比0.6%減となった。一般労働者は1.4%減、パートタイム労働者は2.5%増となった。」としている。

「労働力調査」における「雇用者数の増加」と「毎月勤労統計調査」における「常用労働者の減少」との違いは、「労働力調査」が労働力人口のすべての「就業者」と「雇用者」を対象としているのに対して、「毎月勤労統計調査」が事業所規模5人以上の「常用労働者」を対象としていることに由来しているようである。すなわち、前者の「労働力調査」には自営業者や

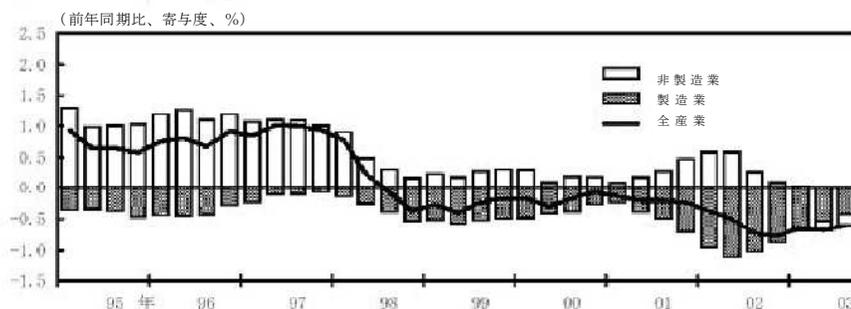
【図表1】雇用者数増減に関する「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」の違い

(1)雇用者数・就業者数(労働力調査)



(注)2003/3Qは7月の前年同月差

(2)常用労働者数(毎月勤労統計)



(注)1. 事業所規模5人以上。なお、2003/7月の値は速報値
 2. 2003/3Qは7月の前年同月比。

(資料：日本銀行2003年9月『金融経済月報』より)

家族従業者、さらにその雇用者には「臨時雇・日雇」を含むが、「毎月勤労統計調査」には4人以下の事業所は含まれず、さらにその常用労働者には「臨時雇・日雇」は含まれていないのである。仮にこの直近の雇用者数の増加が「臨時雇・日雇」によるものであるならば、それは「労働力調査」において雇用者の増加になるが、「毎月勤労統計調査」では雇用者の増加とはならないことになる。

いずれにしても、「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」の両方から雇用者の動向を把握することが求められる。したがって「労働力調査」だけに依拠する内閣府は一面的判断に陥る危険性があるといえよう。その意味で両者に依拠し、「毎月勤労統計調査」を重視する日本銀行はその判断により正確性を認めることができる。

しかしながら、雇用者の内実をより正確に把握するためには、雇用者一般だけではなく、従業上の地位別雇用者数を検証していかなければならない。すなわち、「労働力調査」で行なわれている常雇・臨時・日雇別検討や、「毎月勤労統計調査」で行なわれている常用労働者・一般労働者・パート労働者別検討が行なわれなければならない。そしてさらには、「労働力調査・詳細結果」で行なわれている正規雇用者・非正規雇用者（パート・アルバイト・派遣等）別検討および正規雇用者・非正規雇用者の年齢別検討が不可欠となるであろう。

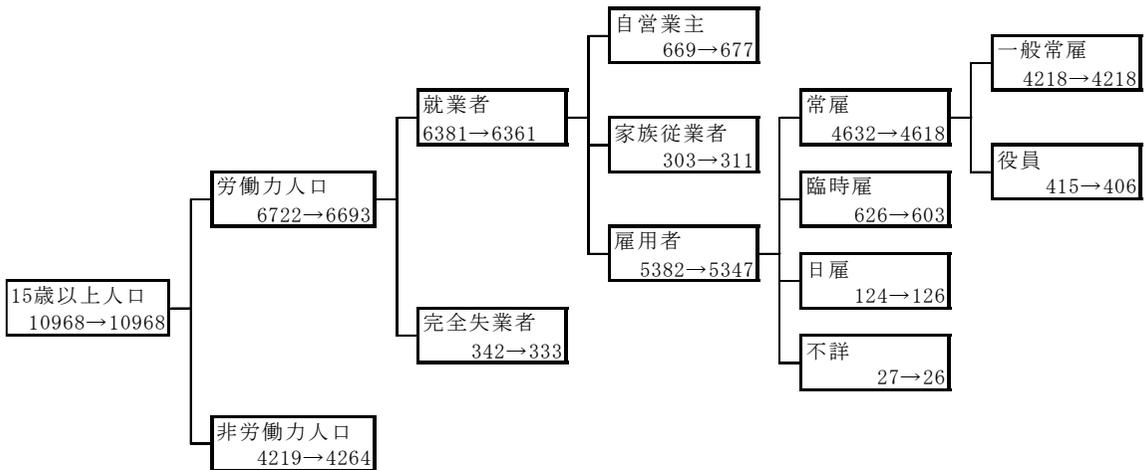
「労働力調査」における「常雇」と「非常雇」

「労働力調査」における従業上の地位別従業者の全体図は【図表2】のとおりである。ここでは、「雇用者」は①「常雇」、②「臨時雇」、③「日雇」、④「不詳」の4つに区分され、「常雇」とは「雇用者のうち、臨時雇、日雇以外の者」、「臨時雇」とは「1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者」、「日雇」とは「日々又は1か月未満の契約で雇われている者」であるとされている。そうするとここでの「常雇」とは「1年以上の期間または期間を定めずに1年以上雇われているもの」ということになり、パート雇用者等の非正規雇用者が含まれているが、この「労働力調査」ではそうした区別による調査が行なわれていない。この点を調査しているのが「労働力調査・詳細結果」であるが、この点は後述する。なお、同図表ではH15年7月の状態を例示してあるが、雇用者数5382万人、常雇数4632万人、その常雇率〔＝常雇数／雇用者数×100〕は86.1%になり、非常雇率は13.9%ということになる。

いま「労働力調査」によって「常雇・臨時雇・日雇」といった従業上の地位別従業者の推移をみれば、【図表3】のとおりである。同図表によれば、労働力人口は増加（H1～H10）→減少（H11年～H15年Ⅰ期）→増加（H15年Ⅱ期）→減少（H15年7・8月）を推移し、雇用者数は増加（H1～H9）→減少（H10～H11）→増加（H12～H13）→減少（H14年～H15年Ⅰ期）→増加（H15年Ⅱ期～H15年7月）→減少（H15年8月）へと変転し、常雇数は増加（H1～H9）→減少（H10～H15年Ⅰ期）→増加（H15年Ⅱ期～H15年7月）→減少（H15年8月）を推移している。

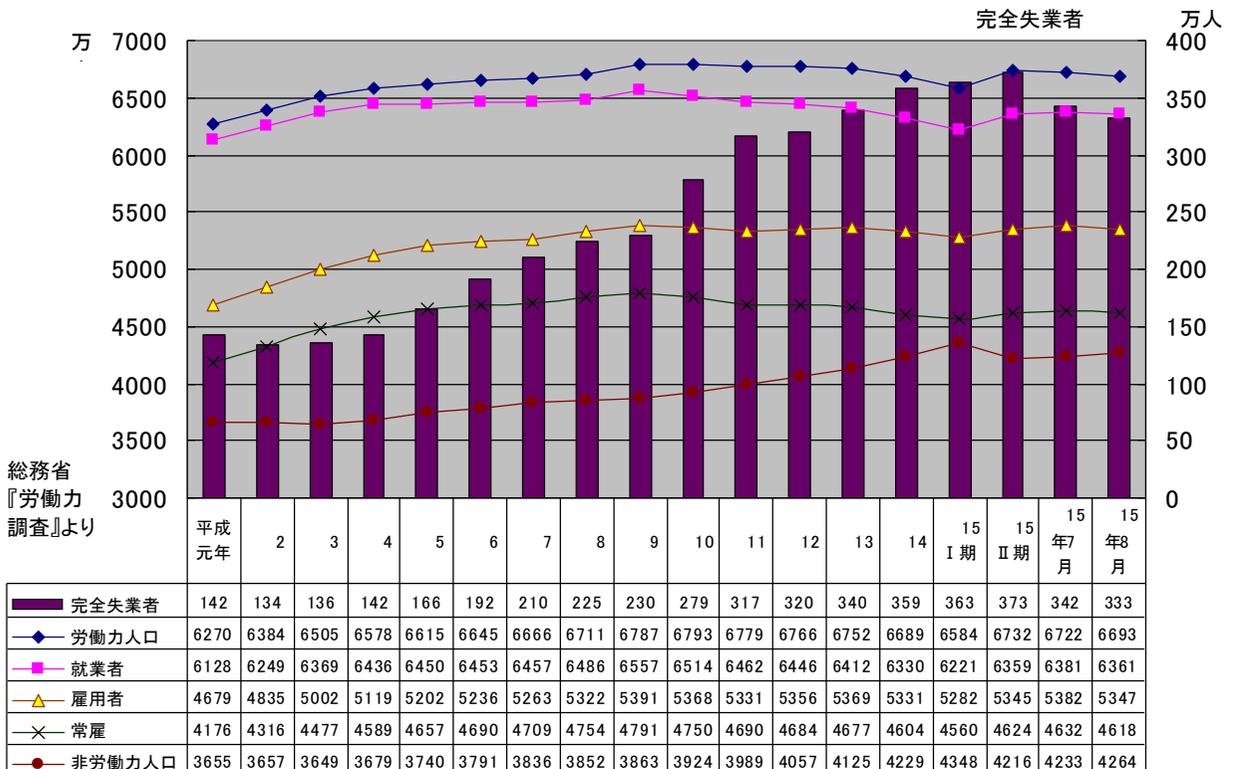
2003年7月の直近の動向は、確かに内閣府のいうとおりのようであるが、しかしH15年4-6月期に対する増加は就業者22万人、雇用者37万人、常雇8万人であって、雇用者増加のう

【図表2】「労働力調査」による従業上の地位別従業者の全体図
 (数値:平成15年7・8月『労働力調査』における例示 7月→8月 単位:万人)



ち常雇の増加は21.6%にすぎない。それに対して、雇用者増加のうち臨時・日雇が29万人(78.4%)を占めている。しかもこの常雇には同調査では明らかではないがパート等が含まれているのである。すなわち、内閣府が評価する直近7月の雇用者の増加は、パート等を含む常

【図表3】労働力人口・就業者・雇用者・常雇・完全失業者・非労働力人口の推移 (H1-15.8)



雇が若干増加したものの、多くは臨時・日雇の増加によっているのである。長期には臨時・日雇といった非常雇数はほぼ一貫して増加傾向にあり、常雇率〔＝常雇数／雇用者数×100〕はH6年の89.6%をピークに、15年の7月直近の86.1%まで低下し続けている。常雇数の減少傾向・非常雇数の増加傾向・常雇率の低下傾向が長期の趨勢である。

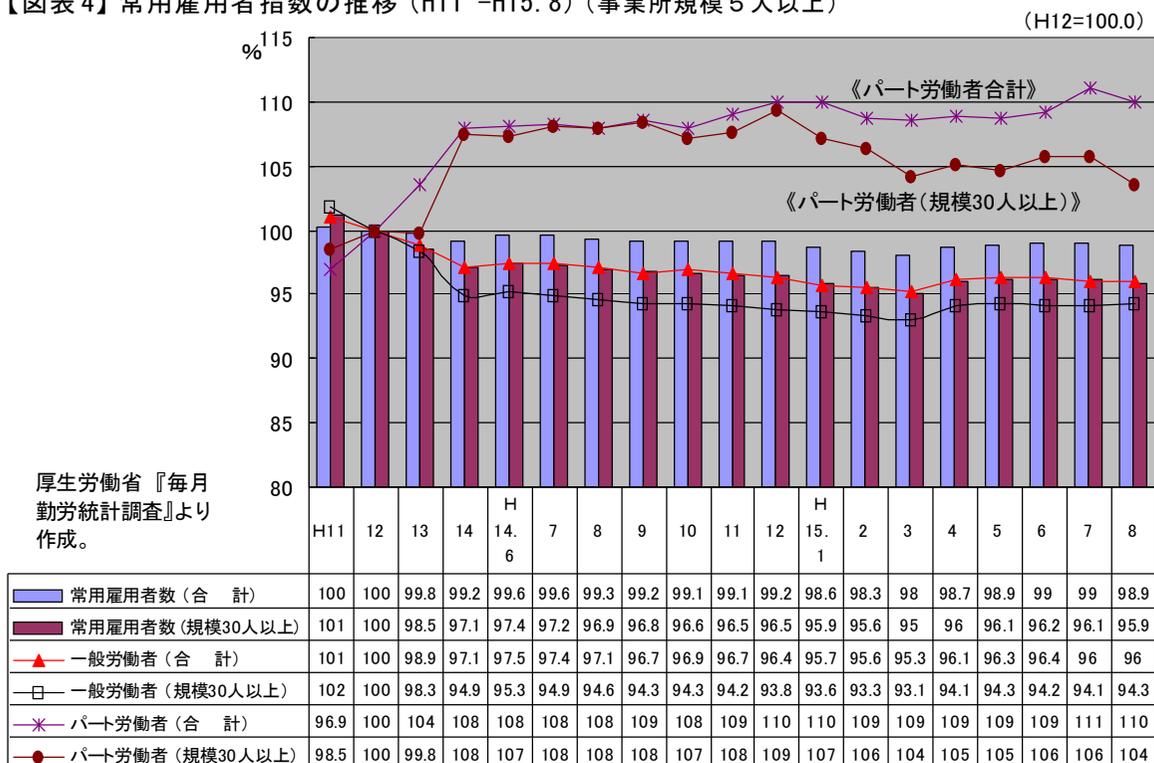
そして「労働力調査」によれば、この7月における雇用者の増加は、8月には、就業者20万人の減少、雇用者35万人の減少、常雇14万人の減少になった。一見百八十度の変化のようにみえるが、それは同統計上のことにすぎず、内実は変わらないのみか、いっそう厳しさを増しているとみなすべきである。

「毎月勤労統計調査」による常用雇用者・一般労働者・パート労働者

それでは「毎月勤労統計調査」によって、常用雇用者・パート労働者の増減の実態を検証しよう。同調査は事業所規模5人以上（うち30人以上あり）における常用雇用者・一般労働者・パート労働者の実数・前年比・指数が示されている。なお、ここでの一般労働者はパート労働者以外のものをいうから、「正規雇用者」とみるとよいであろう。

まず、2003年9月および10月発表の同調査に基づき常用雇用者指数の推移を作成した【図表4】を参照されたい。同図表は平成12年を100とした指数の推移である。それによれば、常用雇用者（合計）は100.0からH15年3月の98.0%にまで低下し、H15年6・7月には99.0

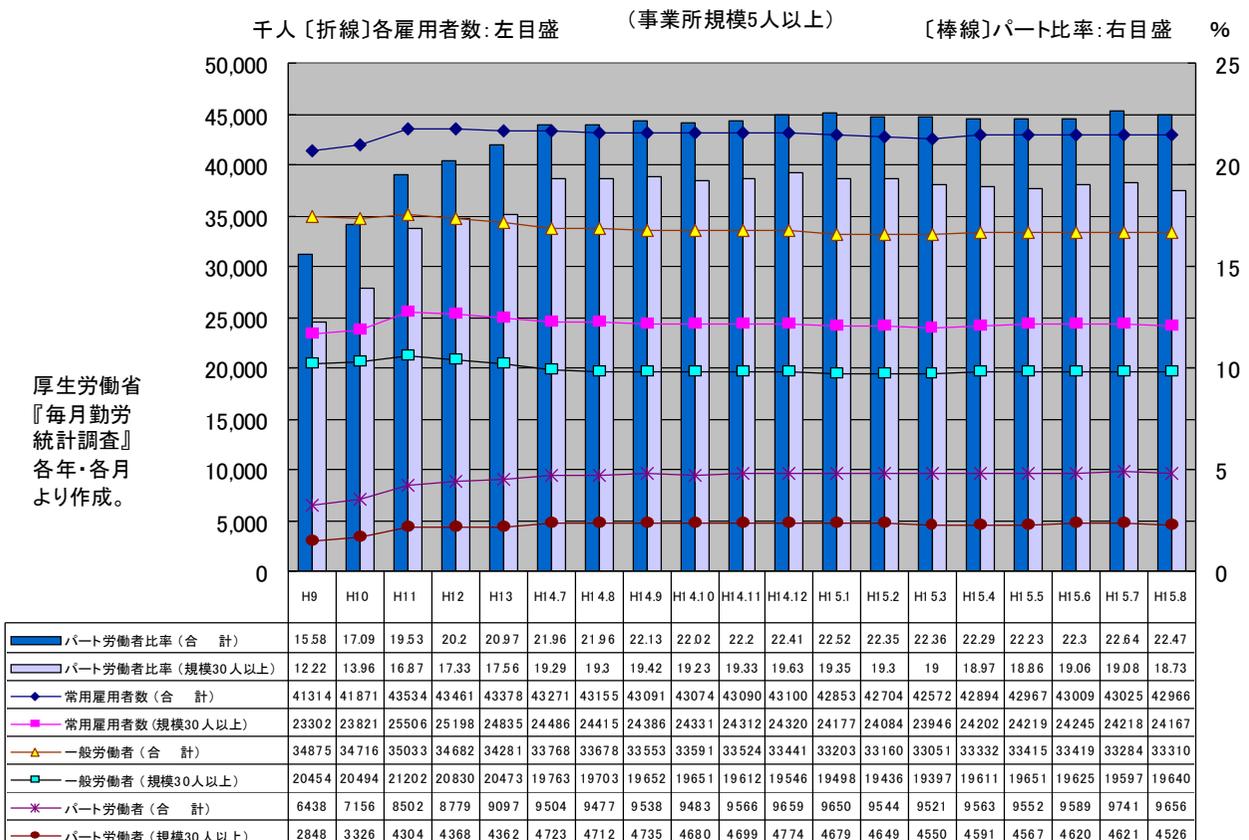
【図表4】常用雇用者指数の推移（H11 -H15.8）（事業所規模5人以上）



%へと上昇し、8月は再び98.9%に低下している。この直近の6・7月の動きは、先にみた「労働力調査」の雇用者・常雇の増加と同様であるが、常用雇用者のうち一般労働者・パート労働者別の推移に注目されたい。パート労働者（合計）は長期的に増加傾向にあり、H15年6-7月の直近も上昇している。ただし8月は減少している。先の「労働力調査」における常雇の増減はパート労働者の増減によるものである。

さらに各年・各月の「毎月勤労統計調査」により、H9-H15.7・8にわたる常用雇用者・一般労働者・パート労働者実数の推移をみておこう（【図表5】）。それによれば、常用雇用者（合計）はいくぶん漸減傾向にありながら、H15年3-7月に若干増加するが、8月には減少する。うち一般労働者（合計）も漸減しつつあり、H15年7月は減少している。この一般労働者は8月には増加している。パート労働者は増加傾向にあり、H15年5-7月は増加しているが、8月には減少する。かくしてパート労働者（合計）比率はH9年の15.6%からH15年7月の22.6%（8月22.5%）にまで上昇している。そして、H15年7月の常用雇用者（合計）の1万6千人の増加は、一般労働者（合計）の13万5千人の減少とパート労働者の15万2千人の増加によっており、比較的規模の大きい企業と思われる規模30人以上事業所では、常用雇用者（規模30人以上）の2万7千人の減少は、一般労働者（規模30人以上）の2万8千人の減少

【図表5】常用雇用者数の推移（H9-H15.8）



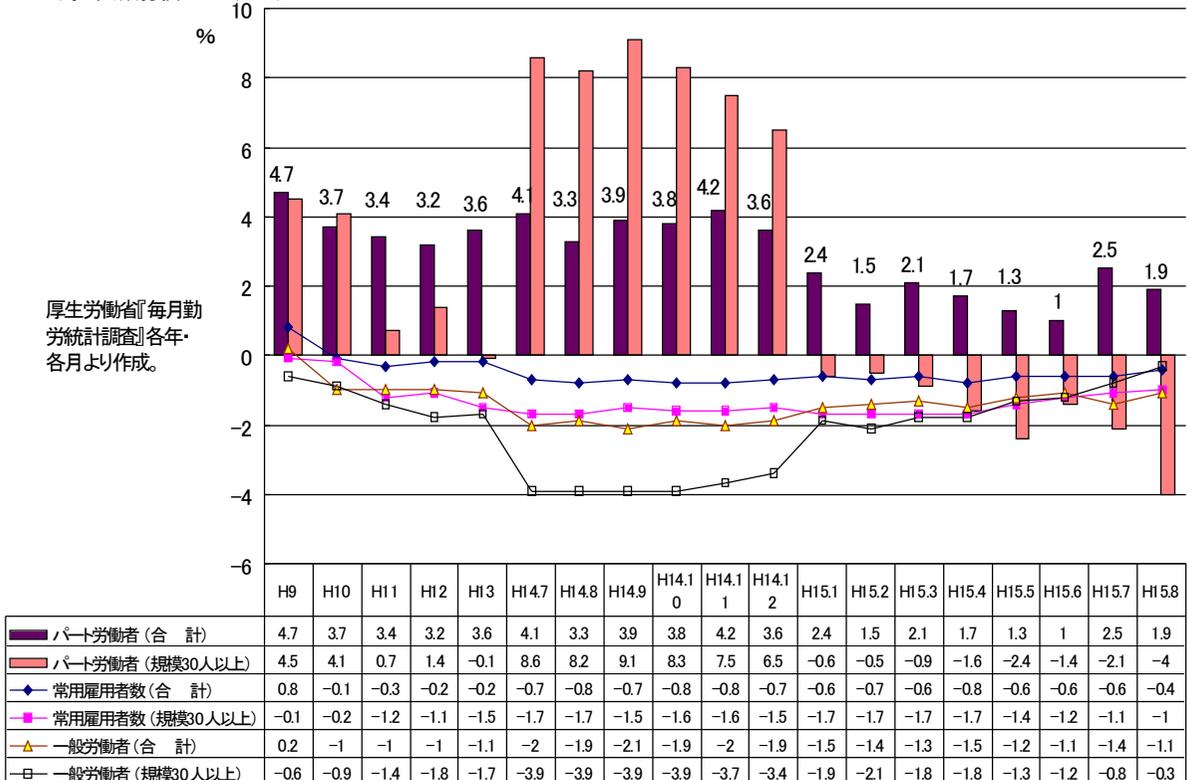
とパート労働者（規模30人以上）の1千人の増加によるものである。すなわち、事業所規模5人以上の合計においてはパート労働者の増加が一般労働者（正規雇用者）の急減を補い常用雇用者全体の若干の増加につながったが、事業所規模30人以上では一般労働者（正規労働者）の急減が常用雇用者全体の大幅な急減につながっているのである。規模の大きい事業所ほど常用雇用者・一般労働者（正規雇用者）の減少が激しかった。

このように、H15年7月における雇用者の微増はパート労働者の増加によるものであったのである

こうした事実は、前年比の動向によればいっそう明らかである【図表6】。それによれば、H9年からH15年7・8月の期間、常用雇用者・一般労働者は常に前年比マイナスである。それに対して、H15年1—7・8月パート労働者（規模30人以上）は前年比マイナスとなったが、パート労働者（合計）は常に前年比プラスで推移している。このよう常用雇用者・一般労働者（正規雇用者）の減少とパート労働者の増加が、この期間の一般的趨勢なのである。

【図表6】常用雇用者数の前年比・前年同月比（H9-H15.8）

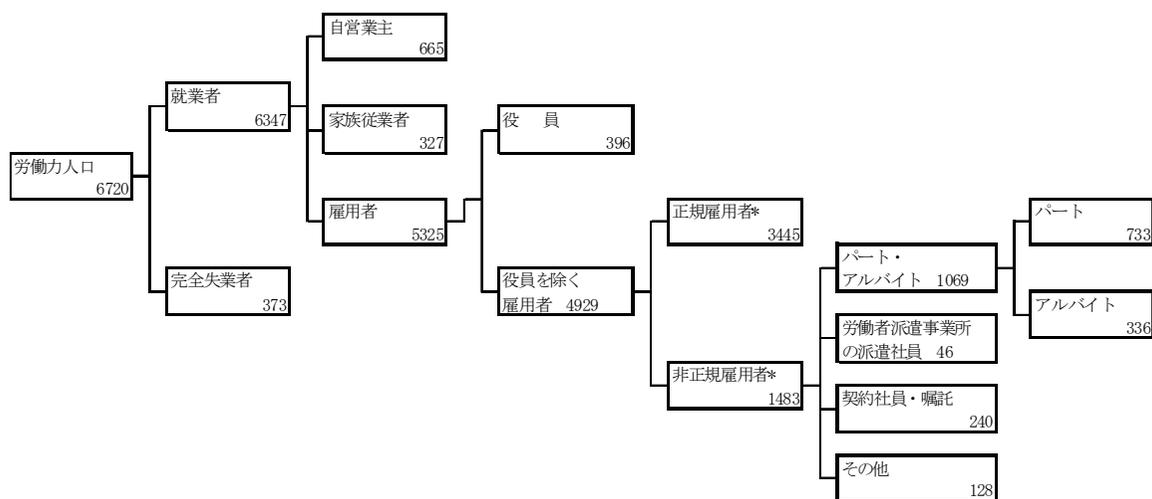
（事業所規模5人以上）



「労働力調査・詳細結果」における「正規雇用者」と「非正規雇用者」

さて、正規雇用者・非正規雇用者別およびその年齢階層別の従業上の地位別雇用者について検証しておきたい。こうした調査は総務省「労働力調査・詳細結果」によって行なわれている。同調査は毎月の「労働力調査」と違って、四半期ごとに行なわれるものであり、「労働力調査」とは調査内容を異にしている。(平成14年以前は半期ごとの「労働力調査特別調査」という)。先の「労働力調査」では「雇用者」を①「常雇」、②「臨時雇」、③「日雇」、④「不詳」の4つに区分していたが、この「労働力調査・詳細結果」では、「正規雇用者」、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託、その他に区分している。そしてこの「正規雇用者」以外のパート・アルバイト等を「非正規雇用者」とすることができるであろう(【図表7】参照)。

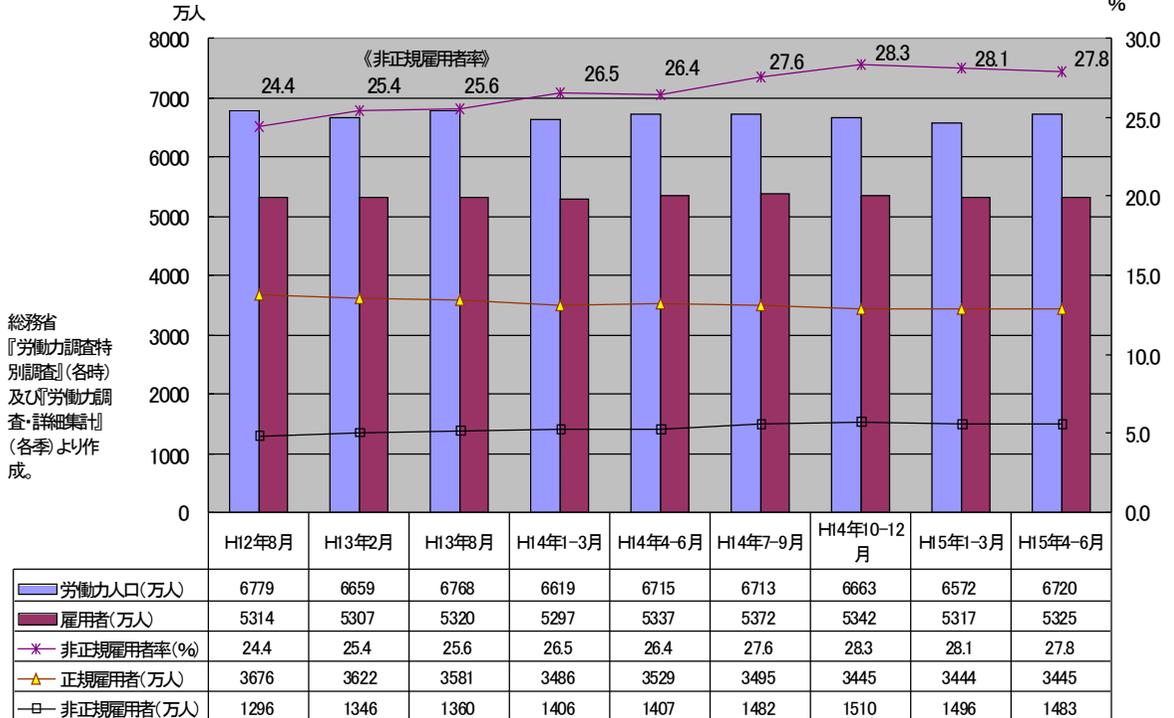
【図表7】「労働力調査・詳細集計」による従業上の地位別従業者の全体図
(数値:平成15年4-6月『労働力調査・詳細集計』における例示 単位:万人)



【図表7】の例示(平成15年4-6月)によれば、雇用者数5325万人、正規雇用者数3445万人、非正規雇用者数1483万人でその正規雇用者率〔=正規雇用者数/雇用者数×100〕は64.7%、非正規雇用者率〔=非正規雇用者数/雇用者数×100〕は27.8%になる。

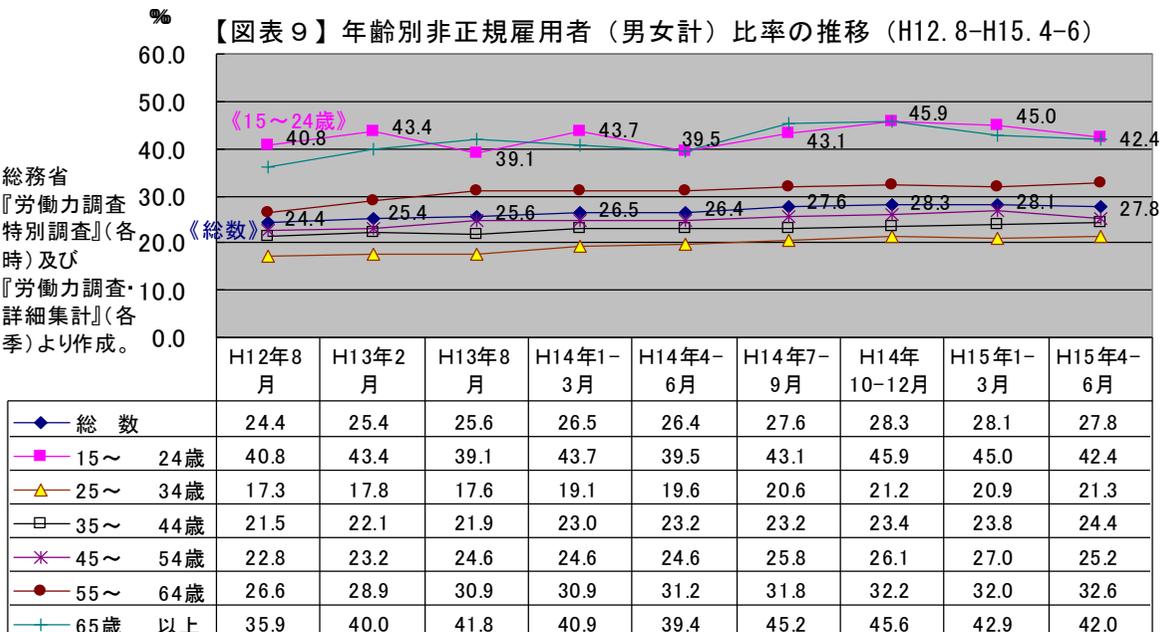
この各季における「労働力調査・詳細結果」によってH12年8月からH15年4-6月期における「正規雇用者」・「非正規雇用者」別の推移を表したのが【図表8】である。同図表によれば、若干の変動があるものの、正規雇用者数の減少傾向、非正規雇用者数の増加傾向、非正規雇用者率の上昇傾向を確認することができよう。非正規雇用者率は、H12年8月の24.4%からH14年10-12月の28.3%、H15年4-6月の27.8%に達し、じつに雇用者の3-4人に1人は非正規雇用者となっている。このように、正規雇用者の減少と非正規雇用者の増加がこの時期の一般的趨勢であるということが出来る。

【図表 8】「労働力調査・詳細集計」による「正規雇用者」・「非正規雇用者」の推移 (H12.8-H15.4) %



「労働力調査・詳細結果」による年齢別非正規雇用者の推移

さらに同じく「労働力調査・詳細結果」によって、年齢階層別の非正規雇用者率の推移について、男女計を【図表 9】に、女を【図表 10】に表した。

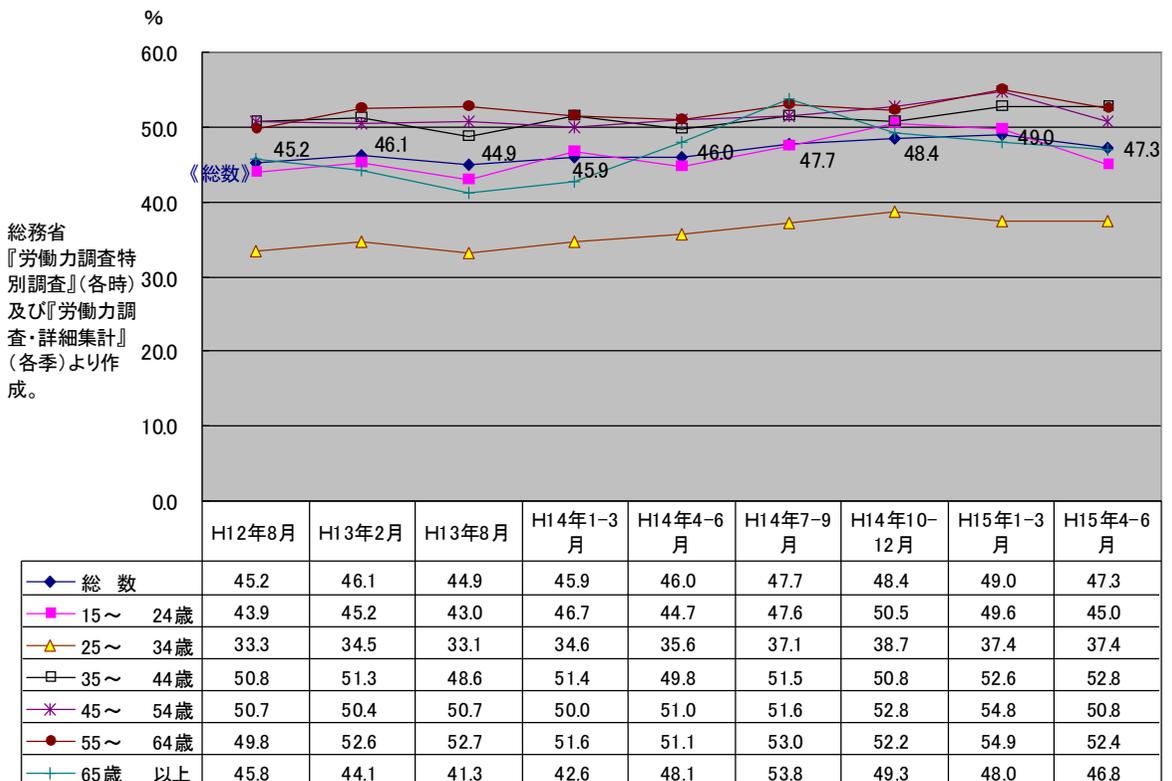


【図表 9】によれば、非正規雇用者率の総数は前図表と同じ27.8%であるが、15－24歳の非正規雇用者率は時期により上下があるが、高いときには45.9%に及び、H15年4-6月期には42.4%を占めている。これについて65歳以上の非正規雇用者率が40%をこえている。

【図表 10】によれば、非正規雇用者率女全体は40%をはるかにこえ、H15年1-3月期には49%、H15年4-6月期には47.3%を占めている。特に35歳以上64歳層は50%をこえている。

ここに示されていることは、各年齢階層別雇用者の半数におよぶ若年層と高齢者と女性がきわめて不安定な雇用状態に置かれているということである。

【図表 10】年齢別非正規雇用者（女）比率の推移（H12.8-H15.4-6）



このように、「労働力調査」「毎月勤労統計調査」「労働力調査・詳細結果」といった各種の統計資料を全体として把握すると、雇用者数の増減の内実に、①雇用者のうち、常雇の減少傾向、臨時・日雇といった非常雇の増加傾向、その結果としての常雇率の低下が傾向的に進行していること、②常用雇用者の減少傾向、パート労働者の増加、その結果としてのパート労働者率の上昇が傾向的に進行していること、③正規雇用者の減少傾向と非正規雇用者の増加傾向、その結果としての非正規雇用者率の上昇が傾向的に進行していること、④若年層と高齢者と女性において非正規雇用者率が著しく高いこと、が検出される。

そして、内閣府の指摘する、直近のH15年7月における雇用者数の増加とは、①もっぱら臨時・日雇、パート労働者の増加に依存しているということ、②5人規模以上の事業所では、前年比で、常用雇用者数と正規の一般労働者数は常にマイナスであり、H15年7月においても8月においてもマイナスであること、が検証された。

このように、雇用情勢は、ある月、ある時期に若干の変化をともしつつも、より厳しくなってきたというのが長期趨勢的な傾向なのであり、事態は楽観を許すことができないといえよう。確かに統計の恣意的操作ではないが、H15年7月に象徴的に現われたように、その一面的な利用が、日本政府の雇用情勢についての楽観的な見方に根拠を与えているということは間違いのないところである。しかし、「労働力調査」も「毎月勤労統計調査」も確認した8月分の雇用者数の減少を、「雇用者数の増加」とした内閣府の事実誤認ともいえる判断は、この統計利用の一面性を通り越して、期待感による性急な判断か意図的政治的判断によるものと考えざるを得ない。これがわが国の雇用対策の貧困につながっているのである。そうであるならば、これは一種の過失ということになる。こうした過失責任、さらには「不作為の罪」が厳しく問われなければならない。